

令和3年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和3年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,547,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		189,970 ^{千円}
	1 使用料	189,970
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,519,029
	1 一般会計繰入金	2,519,029
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		458,010
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑収入	168,010
6 市債		380,000
	1 市債	380,000
歳 入 合 計		3,547,492

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		3,547,492 <small>千円</small>
	1 運 営 費	2,709,662
	2 施 設 整 備 費	400,000
	3 公 債 費	436,830
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,547,492

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 央 と 畜 場 施 設 整 備 費	千円 380,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	380,000			